

(参考4)

平成24年8月31日

保護者の皆様

大阪府立槻の木高等学校  
学校協議会 事務局

### 教員の授業その他の教育活動に関するご意見について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本学校協議会では、教員の授業その他の教育活動に関する保護者の皆様からのご意見につきまして、下記により承ることといたしました。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1 目的

保護者との連携協力、学校の運営への参加の促進、及び保護者等の意向の反映による、本校教育の向上。

#### 2 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議の上、校長に対し、学校協議会としての意見を述べる。

#### 3 意見書の提出方法

##### (1) 意見書の様式、及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。様式は本校のWebページからダウンロードできます。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

##### (2) 意見書の送付方法

○ 学校協議会のメールアドレス (z-tsukinoki@sbox.osaka-c.ed.jp) に、メールで送信。

\*メールは、本校のWebページ (<http://www.osaka-c.ed.jp/tsukinoki/>) 下部の「【槻の木高校】お問い合わせ」欄のアドレスにより、「意見書」を添付し、送信することができます。

\*送信時、「件名」欄には、「学校協議会へ(保護者氏名)」をご記入ください。

○ 本校あてに、封書にて郵送。(学校協議会の事務局が対応し、学校協議会に意見を伝えます。)

○ 本校事務室横に設置の専用箱に投函。(同上)

#### 4 留意事項

(1) いずれの場合も、お子様の学年、組、氏名及び保護者の氏名、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入ください。

(2) 学校協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。

(3) いただいたご意見につきましては、学校協議会としての調査審議を行う上で、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

以上